

博士(法学) 武 鴻雁

学位論文題名

中国民事裁判における独立した請求権のない

第三者の訴訟参加

—手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟—

学位論文内容の要旨

本稿は現行の中華人民共和国民事訴訟法 56 条 2 項に規定される「独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度」というユニークな制度に焦点をあて、その歴史的な形成過程、比較法的影響関係、裁判の場でどのような姿で機能しているのか、それがいかなる原理によって紛争の解決を図っているかを解明し、この制度の存在の背後にある紛争観、訴訟觀に迫ることを課題とする。

「独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度」とは、中国での裁判所である人民法院が自らイニシアチブをとり、原告、被告以外の第三者を訴訟に参加させ、第三者に民事責任を負うよう判決することができる制度である。つまり、人民法院は職權的に当事者の紛争に介入し、当事者が主張していないことにまで立ち入り、関連する複数の紛争を一挙に処理することができる。この制度のもとでは、だれが訴訟の当事者になるのか、なにが裁判の対象なのか、どこまで紛争を処理するのかについて、最終的な決定権を握っているのは当事者ではなく、人民法院なのである。そこで本稿は、近代法的裁判と比較して構造的にきわめて異質であるこの制度の背後には、「誰が悪いかを明らかにし、その者が民事責任を負うよう判決する裁判こそが正当である」という中国法に独特の思考回路が存在するという見通しのもと、この制度を支える理論的背景と現実の要因を明らかにしようとするものである。

第一章では、「独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度」の概要を整理する。最高人民法院による制度にかんする詳細な解釈の内容、第三者訴訟参加の要件、その訴訟上の地位、訴訟参加の方式、制度の趣旨について学説はどのようなものとして理解しているかを整理し、この制度が果たしてどのような制度なのかを明らかにする。そして、当事者の处分権を過度に制限し、当事者や第三者に対する手続保障より関連する複数の紛争を一回で処理することを重要視し、近代法的裁判が要求する正当な手続は、訴訟にとっての必要不可欠な正統性原理としての地位をもたないというこの制度の構造的な特質をまとめることとする。

第二章では、1930 年以来の革命根拠地時代および中華人民共和国におけるこの制度の形成史を概観する。そして、1980 年代後半から民事裁判構造が変容しつつあるといわれるなか、人民法院が国家を代表して当事者の处分権に介入することはまだ妥当だと認められることを示す。また、母法としてのソビエト法における類似した制度について考察し、本制度およびその具体的な運用

に関してソビエト法とはいかなる異同があるかを検討し、この制度がソビエト法を継承した上で、中国なりの考え方によって、いかに中国伝統法と接合されたかを明らかにする。

第三章では、独立した請求権のない第三者が訴訟参加した裁判例 17 件を取り上げて、これらを「求償型」、「おせっかい型」、「共同被告型」などの類型に分けて、それぞれを検討する。裁判の場でこの制度がどのようなケースで使われ、いかなる機能を果たしているかを明らかにし、もつて中国の民事訴訟とはなにかを実証的に検証する。

第四章では、この制度の評価をめぐる学説を積極的評価説、消極的評価説に分け、それぞれの代表的議論を簡潔に整理する。そして、将来的にこの制度がどう変わってゆくのかという展望に関わる解釈論としての改革案、また民事訴訟法の全面改正作業が進行するなか民事訴訟法学者により作成された民事訴訟法典改正建議稿における独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の改革に関連する条文および条文についての立法理由を検討する。

第五章では、日本における現行法の下での多数当事者紛争処理手続を概観し、中国の「独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度」およびその改革案に関連する日本の補助参加制度、「第三者被告」についての学説を検討する。以上の作業を通じて、両国の制度にはどのような異同があるかを明らかにする。

結びでは、以上の検討から得られた結果をまとめ、「独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度」が存続し、幅広く運用される基盤となっている中国法に独特な思考回路を析出させる。そして、近代西洋法的な当事者主義的裁判制度の完全な継承にはそれなりの条件が必要であることを明らかにする。最後に、現時点で、中国の司法がなお政治的統制の道具に止まつていて、法院の「超」職権主義的裁判の遂行は、司法の非独立性とセットになっており、人民が納得しうる判決が下されることは政権の正統性確保のための一つの有力なルートであること、「独立した請求権のない第三者訴訟参加制度」の行く末は司法という国家機能そのものの位置づけ、訴訟の役割をいかに捉えるかという点に関わっているのだと結論づける。

学位論文審査の要旨

主査 教授 鈴木 賢
副査 教授 町村 泰貴
副査 教授 尾崎 一郎

学位論文題名

中国民事裁判における独立した請求権のない 第三者の訴訟参加 —手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟—

本稿は現行の中国民事訴訟法56条2項に規定される「独立請求権のない第三者の訴訟参加制度」というユニークな制度を切り口として、中国の民事手続がもつ特殊な構造を解明し、これを支える思考回路に迫ろうとするものである。同項は「当事者双方の訴訟目的物に対して、第三者に独立の請求権はないが、事件処理の結果にその者が法律上の利害関係を有するときには、訴訟に参加することを申請、ないし人民法院がその者に訴訟に参加するよう通知することができる。人民法院によって民事責任を負うとの判決を下された第三者は、当事者としての訴訟上の権利・義務を有する」と規定する。この制度のユニークな点は、訴訟当事者以外の利害関係者（=独立請求権のない第三者）を両当事者の意向とはかかわりなく、裁判所の職権により訴訟に引き込むことができ、しかもその者に対して民事責任を負うよう判決において命じることができるという点にある。この制度にかかわって、本稿は以下3点を課題として設定する。すなわち、①この制度が果たしていかなる制度であるかをその形成史、適用された裁判例を通じて明らかにし、中国民事裁判が有する構造上の特徴を描き出すこと、②この制度をめぐる学界での評価、解釈、将来に向けての改革構想などを分析すること、③この特殊な制度を支える理論的背景および現実の要因を解明することである。

第1章では現行制度がいかなるものと解釈されているかを司法解釈、学説に依拠して記述し、これが当事者の处分権を著しく制限するものであること、関連する複数の紛争を一挙に処理してしまうことを可能とするものであることを指摘する。第2章では建国前の革命根拠地法制以来の制度形成の流れを整理し、本制度の母法とされる旧ソビエト法との異同を分析する。ソビエト法では第三者に対して責任を負うように判決することはできない点で中国の制度とは大きく異なり、ソビエト法はむしろ日本法の補助参加に近い制度であることが明らかにされている。つづく第3章では本条により第三者を訴訟に引き込んだ裁判例を分析し、3つのパターン（求償型、おせっかい型、共同被告型）に類型化し、制度が果たしている現実の機能を明らかにする。こうした類

型化の作業は中国でも行われておらず、オリジナリティがもっとも顕著に表れており、本稿の価値を高めている。第4章では、この制度が学説によっていかに評価され、またこれについていかなる改革構想が議論されているか、民訴法改正案としていかなる提案がなされているかを整理する。第5章では比較法的に本制度を位置づけるために、日本法の多数当事者の紛争処理手続、補助参加制度、主観的追加の併合を取り上げて、本制度との異同を分析している。最後にむすびでは、本制度の存在を支える背景にある考え方、制度の将来展望について私見を展開する。結論的には、近代西洋法が前提とする当事者主義の立場に照らすならば、本制度は明らかに異質な制度であるが、充分な質と量の法曹が確保されていないこと、裁判がもつ政治的な機能への高い期待（権力者および一般庶民）を考えると、現状では一定の合理性をもつ制度であることが指摘されている。

このように本稿は、中国民事訴訟法が当事者の意思に拘束されずに、裁判所の職権により関係者を訴訟に引き込む制度をもつことの意味を実証的、比較法的、理論的に考察するものである。本稿には以下の点でオリジナリティがある。第1に具体的な裁判例の分析により、この制度がいかなる場面で利用されているかを以下の3つに類型化した点である。①求償型。被告が敗訴すれば、別訴で被告が第三者に求償できるケースで、裁判所が予め第三者を本訴に引き込み、直接、原告への給付を命じてしまうというものである。つまりこの類型では、原告・被告間の紛争と被告・第三者間で起こりうる紛争をひとつの手続で処理してしまう点に特徴がある。②おせっかい型。原告が被告としていなかった第三者に責任を負わせるべきだと裁判所が判断した場合、被告をすげかえるように第三者を職権で訴訟に引き込むというパターンであり、原告の空振りを回避させるおせっかい役を裁判所が引き受けるものである。③共同被告型。実質的な共同被告として第三者を訴訟に参加させ、第三者にも連帯責任を負うよう判決するケースである。

第2に本制度の現実の機能に対する分析を通じて、中国の民事訴訟が最終的に目指しているかについて説得力ある議論を展開している。要は裁判とは、真に責任のある者に責任を負わせるという結果を導くことで正当さを承認される営みであって、原告が訴えていないだけで、単純に原告の請求を棄却することで終わらせてはならないと認識されているのである。つまり、「誰が悪いのかを明らかにする」裁判こそが正当な裁判であり、庶民の信頼を獲得できるのだと信じられていることが、この制度の背後にはあることを指摘している。こうした意識は伝統法の時代から連綿と今日に受け継がれてきており、一朝一夕には解消しないであろうことが示唆される。

第3にいわゆる単線的な「近代法」への変転を進歩ないし発展と認識し、それからはずれる現象に「遅れ」「前近代」というレッテルを貼る単純な思考を避けるべく、制度の果たす現実の機能、それを支える思惟構造の解明を慎重に行っている点で注目すべきアジア法研究になっている。アジア法研究の新たな視角を切り開く実作であるといえる。

申請者は本学大学院入学時には法学も日本語も初心者であったが、数年の努力を経て、高いレベルの論文に仕上げており、その努力のほどが伺われる。文章の点からも留学生の書いた日本語とは思えないレベルに達しており、この点でも高く評価できる。中国民訴法の構造に関する理論的な分析の点では食い足りないという感は否めないが、以上を総合的に判断し、審査員全員一致で博士（法学）の学位を授与するに値するレベルに到達しているとの結論を得た。